

議案第7号

愛西市水道事業給水条例の一部改正について

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、水道料金を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

（特別な場合における料金の算定）

第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、使用日数が15日未満のときはその月分について基本料金の2分の1とし、15日以上ときは1箇月分として算定する。

別表を次のように改める。

別表（第30条関係）

1 給水使用料（1箇月につき）（八開地区）

用途及び種別	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
		水量	料金
一般用専用栓（官公署、その他団体施設用、学校含む）	800円	10 m ³ まで	85円
		11 m ³ 以上20 m ³ 以下	165円
		21 m ³ 以上30 m ³ 以下	165円
		31 m ³ 以上40 m ³ 以下	175円
		41 m ³ 以上75 m ³ 以下	220円
		76 m ³ 以上	230円
共用栓	一般用専用栓の基本料金に戸数を乗じて得た金額	一般用専用栓の従量料金に戸数を乗じて得た金額	
臨時用	1 m ³ につき 355円		

2 給水使用料（1箇月につき）（佐織地区）

用途及び種別	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
		水量	料金
一般用専用栓（官公署、その他団体施設用、学校含む）	800円	10 m ³ まで	65円
		11 m ³ 以上20 m ³ 以下	145円
		21 m ³ 以上30 m ³ 以下	165円
		31 m ³ 以上40 m ³ 以下	175円
		41 m ³ 以上75 m ³ 以下	220円
		76 m ³ 以上	230円
共用栓	一般用専用栓の基本料金に戸数を乗じて得た金額	一般用専用栓の従量料金に戸数を乗じて得た金額	
臨時用	1 m ³ につき 355円		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第32条及び別表の規定は、令和6年4月分以後の分として徴収する使用料金について適用し、同年3月分までの分として徴収する使用料金については、なお従前の例による。